

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年5月11日制定
公益社団法人 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、過労死や健康起因事故の大きな要因のひとつである脳・心臓疾患の発生予防に血圧測定が有効であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、（公社）全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、（公社）熊本県トラック協会（以下「熊ト協」という。）に加入している会員事業者で、熊本県内の営業所に新たに機器（中古品を除く。）を買取り（リース、レンタルを除く。）、備え付ける中小企業者（以下「請求事業者」という。）とする。

この場合において、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める資本金の額若しくは、出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは、個人とする。

2 前項の助成対象者に、熊ト協の会費、帳票代等の未納がある場合は、助成対象としない。

(助成額)

第4条 助成対象者が導入する機器に対して、熊ト協より購入費用（税別）の2分の1（上限5万円）を助成する。

2 申請は1事業所あたり1台とする。

(対象期間)

第5条 毎事業年度の4月1日から翌年2月末日までに、機器の購入、支払いが終了し、かつ、2月末日までに、様式1の「血圧計導入促進助成金交付請求書」（以下「交付請求書」という。）を熊ト協に提出したものを対象とする。

2 期間内であっても熊ト協の助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付請求は、交付請求書に請求明細書、領収書等の写しを添付して行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 熊ト協は、前条の「交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、請求事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 助成を受けた会員事業者は、交付対象の機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ熊ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 熊ト協は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日より適用する。